



地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和2年3月5日付け保医発0305第1号)を下記のとおり改正し、令和3年1月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D006-7を以下のように改める。
  - (1) UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型は、塩酸イリノテカンの投与対象となる 患者に対して、その投与量等を判断することを目的として、インベーダー法又はP CR法により測定を行った場合、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1 回を限度として算定する。
  - (2) 二次性進行型多発性硬化症患者に対するシポニモドフマル酸の投与の可否の判定 又は投与量の判定を目的として、リアルタイムPCR法により、全血又は口腔粘膜 から抽出されたゲノムDNA中の薬物代謝酵素CYP2C9遺伝子多型を測定し た場合は、本区分の所定点数を準用して、患者1人につき1回に限り算定する。な お、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D008に次を加える。
- (28) 全身性炎症反応症候群の患者(疑われる患者を含む。)の重症度判定の補助を目的として、ECLIA法により血清又は血漿中のインターロイキンー6(IL-6)を測定した場合は、本区分の「31」副甲状腺ホルモン(PTH)の所定点数を準用して、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査を実施した年月日を診療報酬明細書に記載すること。また、医学的な必要性から一連の治療につき3回以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- 3 別添1第2章第3部第1節第1款D012に次を加える。
- (48) スクリーニング検査としての「16」のHIV-1, 2抗体定性若しくは同半定量、「16」のHIV-1, 2抗原・抗体同時測定定性、「17」のHIV-1 抗体、「18」のHIV-1, 2抗体定量又は「18」のHIV-1, 2抗原・抗体同時測定定量が陽性の場合の確認診断用の検査として、イムノクロマト法により、全血、血清又は血漿中のHIV-1特異抗体及びHIV-2特異抗体を検出する検査を行った場合は、本区分の「46」HIV-1抗体(ウエスタンブロット法)及び「49」HIV-2抗体(ウエスタンブロット法)を合算した点数を準用して算定する。なお、本検査を実施した場合、本区分の「46」HIV-1抗体(ウエスタンブロット法)及び「49」HIV-2抗体(ウエスタンブロット法)及び「49」HIV-2抗体(ウエスタンブロット法)は、別に算定できない。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後 行 別添1 別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第1章 (略) 第2章 特揭診療料 第2章 特掲診療料 第1部·第2部 (略) 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 第1款 検体検査実施料  $D000 \sim D006 - 6$  (略)  $D000 \sim D006 - 6$  (略) D006-7 UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型 D006-7 UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型 (1) UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型は、塩酸イ UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型は、塩酸イリノ リノテカンの投与対象となる患者に対して、その投与 テカンの投与対象となる患者に対して、その投与量等を判 断することを目的として、インベーダー法又はPCR法に 量等を判断することを目的として、インベーダー法又 より測定を行った場合、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決 はPCR法により測定を行った場合、当該抗悪性腫瘍 剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定 定までの間に1回を限度として算定する。 する。 (2) 二次性進行型多発性硬化症患者に対するシポニモド (新設) フマル酸の投与の可否の判定又は投与量の判定を目的 として、リアルタイムPCR法により、全血又は口腔 粘膜から抽出されたゲノムDNA中の薬物代謝酵素C YP2C9遺伝子多型を測定した場合は、本区分の所 定点数を準用して、患者1人につき1回に限り算定す る。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療 報酬明細書の摘要欄に記載すること。 D008 内分泌学的検査 D008 内分泌学的検査

 $(1)\sim(27)$  (略)

(28) 全身性炎症反応症候群の患者(疑われる患者を含む。)の重症度判定の補助を目的として、ECLIA法により血清又は血漿中のインターロイキンー6(ILー6)を測定した場合は、本区分の「31」副甲状腺ホルモン(PTH)の所定点数を準用して、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査を実施した年月日を診療報酬明細書に記載すること。また、医学的な必要性から一連の治療につき3回以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

D012 感染症免疫学的検査

 $(1)\sim(47)$  (略)

(48) スクリーニング検査としての「16」のHIV-1, 2 抗体定性若しくは同半定量、「16」のHIV-1, 2 抗原・抗体同時測定定性、「17」のHIV-1抗体、「18」のHIV-1, 2 抗原・抗体同時測定定量が陽性の場合の確認診断用の検査として、イムノクロマト法により、全血、血清又は血漿中のHIV-1特異抗体及びHIV-2特異抗体を検出する検査を行った場合は、本区分の「46」HIV-1抗体(ウエスタンブロット法)及び「49」HIV-2抗体(ウエスタンブロット法)を合算した点数を準用して算定する。なお、本検査を実施した場合、本区分の「46」HIV-1抗体(ウエスタンブロット法)を合算した点数を準用して算定する。なお、本検査を実施した場合、本区分の「46」HIV-1抗体(ウエスタンブロット法)及び「49」HIV-2抗体(ウエスタンブロット法)及び「49」HIV-2抗体(ウエスタンブロット法)及び「49」HIV-2抗体(ウエスタンブロット法)及び「49」HIV-2抗体(ウエスタンブロット法)及び「49」HIV-2抗体(ウエスタンブロット法)及び「49」HIV-2抗体(ウエスタンブロット法)及び「49」HIV-2抗体(ウエスタンブロット法)は、別に算定できない。

(1)~(27) (略)

(新設)

D 0 1 2 感染症免疫学的検査 (1)~(47) (略) (新設)